

# 2026年度前期授業料免除等申請における 京都大学大学院教育支援機構 SPRING プログラムの 取り扱いについて

## ○2026年度に SPRING の身分がある博士課程学生（2027年度から支援が開始する者を除く）について

2024年度より『京都大学における優秀な博士課程学生に対する支援事業に係る授業料免除に関する特例を定める規程』により、大学院教育支援機構 SPRING プログラムに採用された博士課程学生全員に対し、授業料の半額免除の措置を講ずることとなっております。この措置について、**授業料免除の申請手続きは不要です。なお、採用者は経済的理由等による授業料免除申請（京都大学独自の授業料免除）の対象とはなりません。（2026年度前期中に SPRING の身分の辞退を予定している場合を除く）**

※2024年度より研究奨励費が授業料半額相当分増額されており、上記授業料半額免除と併せて、実質授業料全額分が支援されているとみなします。

残りの授業料半額の引き落とし日は8月中旬を予定しています。

但し、当該事業の身分取消（申請資格喪失・辞退等）が発生した場合は、身分取消となった月以降の授業料は免除措置の対象とはなりません。京都大学独自の授業料免除を申請していない学生は、身分取消が発生した時点で振込依頼書により授業料を納付していただく必要があります。

## ※2026年度前期中に SPRING の身分の辞退を予定している学生について

SPRING の身分を辞退すると、身分取消となった月以降の授業料が発生します。

よって、**辞退後も引き続き授業料免除を希望する場合は、2026年度前期の京都大学独自の授業料免除を申請してください。また、必ず学籍番号・氏名・辞退予定月を明記して、学生課奨学掛（840menjo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）まで、メールにてご連絡ください。**

辞退し、当該事業の身分取消となった月以降の授業料に関しては、京都大学独自の授業料免除の審査結果に応じて免除します。

## ○2026年度 SPRING に申請中の学生について

SPRING に申請中の者で、SPRING に採択されなかった場合を考慮して京都大学独自の授業料免除を希望する場合、**必ず期日中に、2026年度前期の授業料免除を申請（一次申請、二次申請）してください。**

独立生計で申請する場合は、当該事業へ採択されなかった前提で **SPRING の収入を入れずに申請してください。**なお、提出用封筒の備考欄に、「**SPRING 申請中**」と記載してください。

SPRING に採択された場合の授業料半額、もしくは SPRING に採択されなかった場合の授業料全額（授業料免除申請をしている場合は免除結果に応じた免除後の授業料）の引き落とし日は、授業料免除申請の有無に関わらず8月中旬を予定しています。

## ○2026年度前期入学者の内、入学料免除・入学料徴収猶予を希望する学生について

SPRING 採択者の半額免除措置は、授業料についてのみ対象です。よって、**2026年度前期入学者の内、入学料免除・入学料徴収猶予を希望する場合は、入学料免除・入学料徴収猶予の申請を行ってください。**

【提出・問い合わせ先】

学務部学生課奨学掛

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

吉田キャンパス本部構内 総合研究 10 号館 1 階

TEL:075-753-2532 MAIL:840menjo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp